

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨
- 2 基本理念
- 3 計画期間
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の策定体制
- 6 施策体系
- 7 数値目標

1 計画の趣旨

平成18年に施行された「自殺対策基本法」（以下「法」という。）において、自殺対策は個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないとされました。翌年には、国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

それらに基づき、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は、減少傾向にあります。主要先進7か国において日本の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数。以下「自殺率」という。）は未だに最も高く、毎年2万人以上が自殺で亡くなっています。

本市では、平成19年に、全庁横断的に自殺対策に取り組むため、「秋田市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、翌20年には、関係機関、NPO法人等の団体が、それぞれの分野の特性を生かしつつ、連携して自殺対策を推進するため、「秋田市自殺対策ネットワーク会議」を設置しました。

平成26年には、全国的にも先駆的な議員発議による「秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例」（以下「条例」という。）を施行し、この中で地域レベルでの実践的な取組の必要性とともに、市民一人ひとりがいのちを大切にし自殺対策の担い手として支え合う地域社会の実現を目指すことを明示しました。

また、実践面では、民間団体を中心にした民・学・官の連携による取組が、自殺対策の大きな推進力となっており、本市の自殺者数は、近年、減少傾向にあります。

こうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、より効果的な自殺対策の推進のため、平成28年に法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」として、必要な支援を受けられるように、全ての都道府県・市区町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

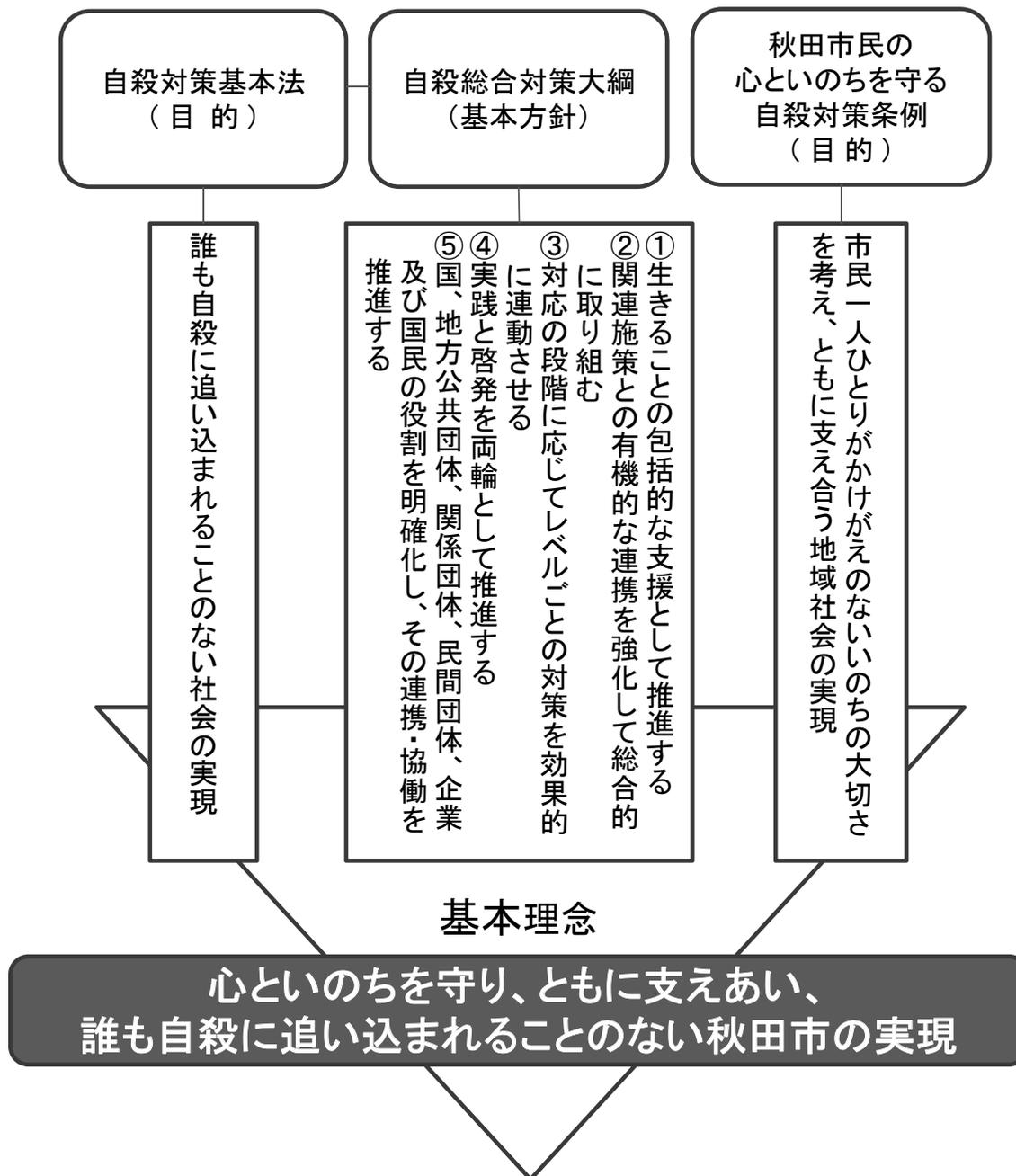
本市においては、平成20年度から毎年度、「秋田市自殺総合対策事業計画」を策定し、本市における自殺の状況を把握するとともに、自殺対策事業を総括してきました。

こうしたことを踏まえ、本計画は、条例の目的および基本理念の下、法定計画の位置づけを持ちつつ、「秋田市自殺総合対策事業計画」を包含したものとして策定し、庁内外のあらゆる分野の事業に「自殺対策＝生きることの包括的な支援」という視点を反映させて、本市における自殺対策を進めていくものです。

今後は、本計画に基づき、自殺対策事業の有機的な連携強化および民・学・官の連携強化を図るとともに、PDCAサイクルを回していくことで、進化させながら推進してまいります。

2 基本理念

条例の目的を踏まえ、法の目的および大綱の基本方針に則り、基本理念を「心といのちを守り、ともに支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない秋田市の実現」と定めます。



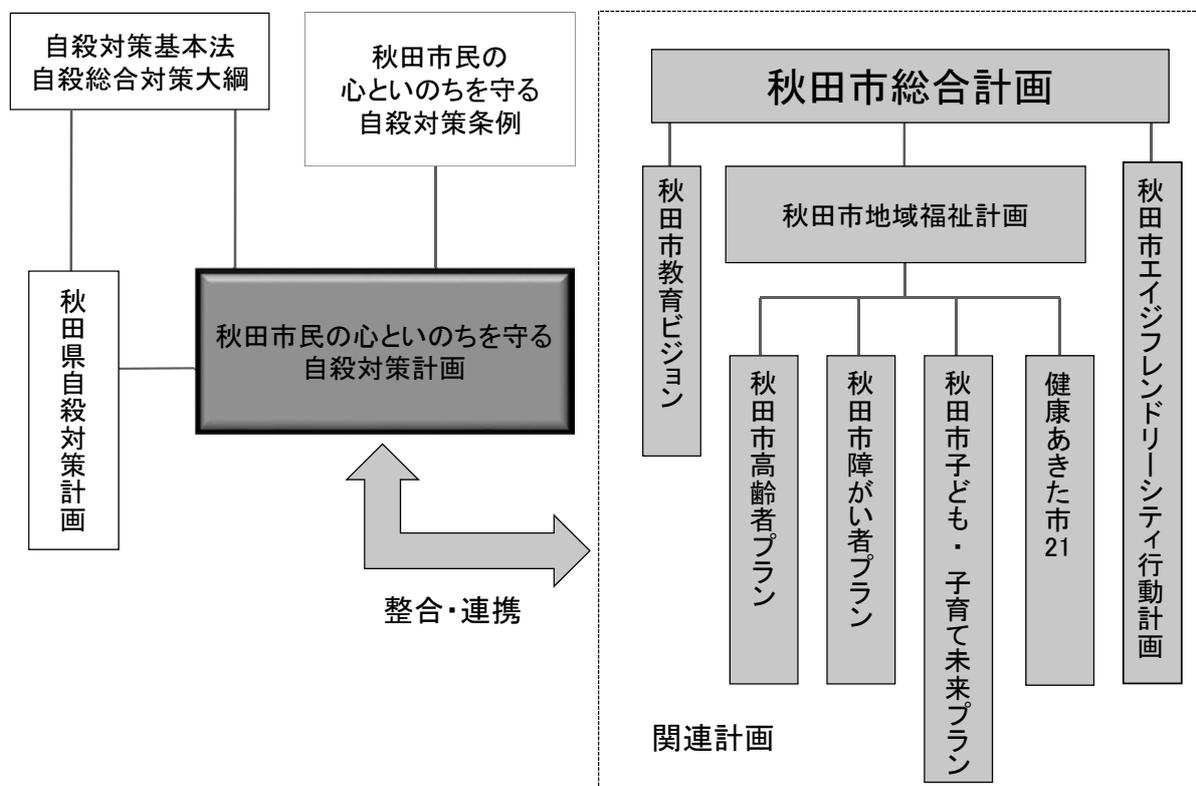
3 計画期間

大綱は、概ね5年を目途に見直しが行われることとされており、また、「秋田県自殺対策計画」においても計画期間を5年としていることから、それらとの整合を図り、本計画も5年計画とし、平成31年度を初年度、35年度を最終年度とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の自殺対策を総合的に推進していくものであり、法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として、大綱および「秋田県自殺対策計画」を勘案し、また、本市の実情を踏まえ、平成26年に施行した条例の理念の下、策定するものです。

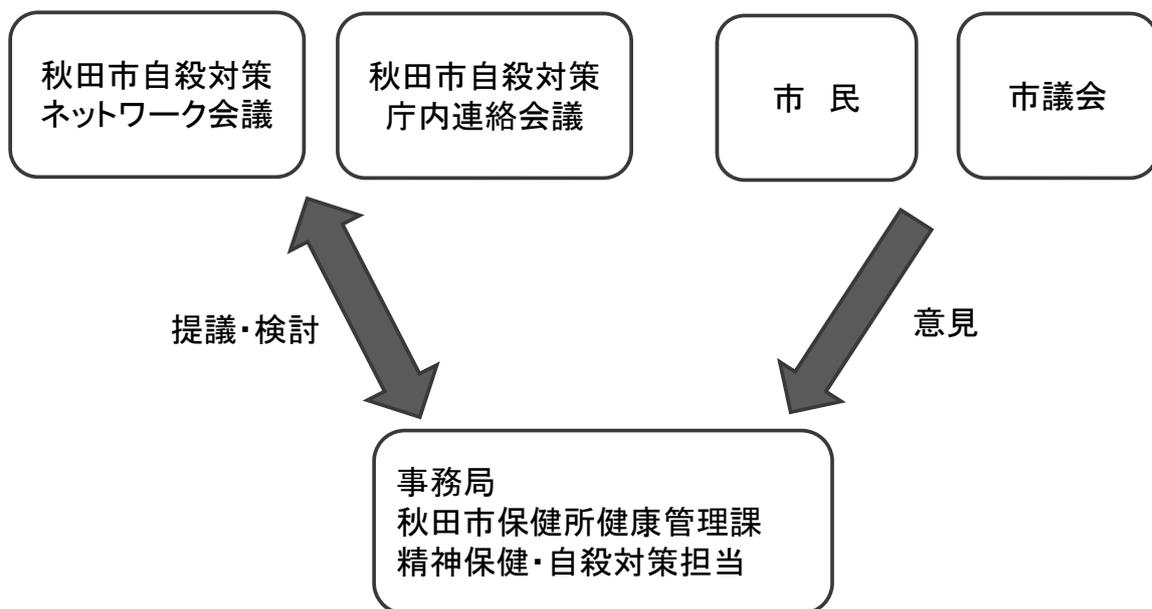
そして、市政推進の基本方針である「秋田市総合計画」の基本理念のもと、関連計画との整合・連携を図り、一体的に推進するものです。



5 計画の策定体制

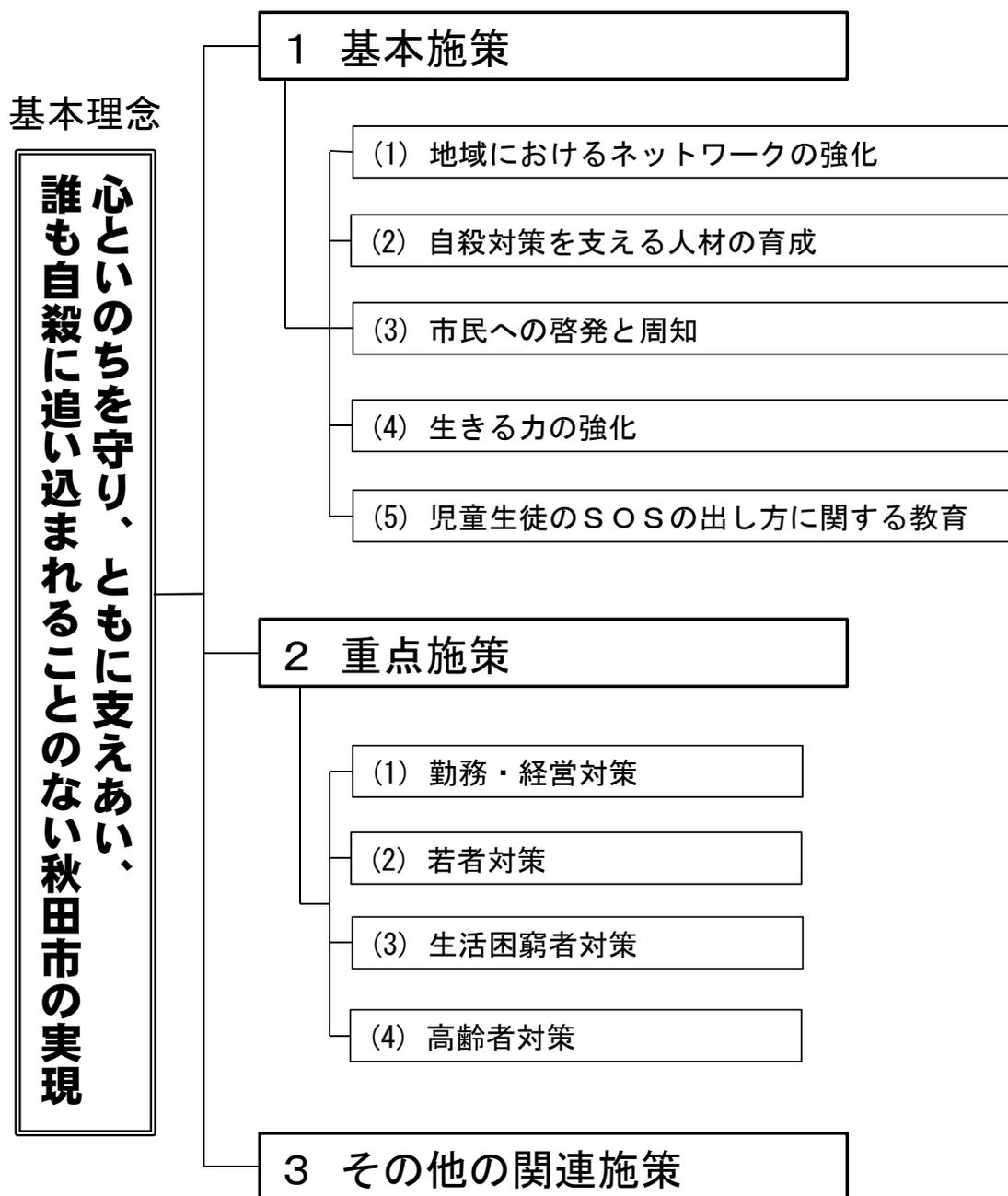
策定作業は、秋田市保健所健康管理課精神保健・自殺対策担当が事務局となり、秋田市自殺対策ネットワーク会議および秋田市自殺対策庁内連絡会議における検討の結果を踏まえながら進めました。

また、市民の視点から広く意見を聴取するため、市議会および関係機関等から意見をいただくとともに、市民に向けたパブリックコメントを行いました。



6 施策体系

基本理念「心といのちを守り、ともに支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない秋田市の実現」に向けて、自殺対策の課題の整理（第2章2）に基づき、以下に示す施策体系により、市民一人ひとりがいのちを大切にしたい、地域レベルの実践的な取組（第3章）を展開していきます。



1 基本施策 について

地域で自殺対策を推進する上で、欠かすことのできない基盤的な取組として次の5つを基本施策とします。なお、これらは、国により地域間格差を生じることがないように全国的に実施されることが望ましい施策とされているものです。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きる力の強化
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 重点施策 について

本市の実情を踏まえ、特に力を入れるべき施策を重点施策と定め、より効果的な自殺対策を推進します。

本市の自殺の現状の分析結果に加え、自殺総合対策推進センターから提供された本市の特徴を示す地域自殺実態プロフィールも踏まえ、重点施策は下記の4つとします。

- (1) 勤務・経営対策
- (2) 若者対策
- (3) 生活困窮者対策
- (4) 高齢者対策

3 その他の関連施策 について

自殺対策の本質は、生きることの支援であり社会全体の自殺リスクを低下させることであるため、地域における生きる支援に関する事業や取組を総動員して、自殺対策の基盤を強化していきます。

7 数値目標

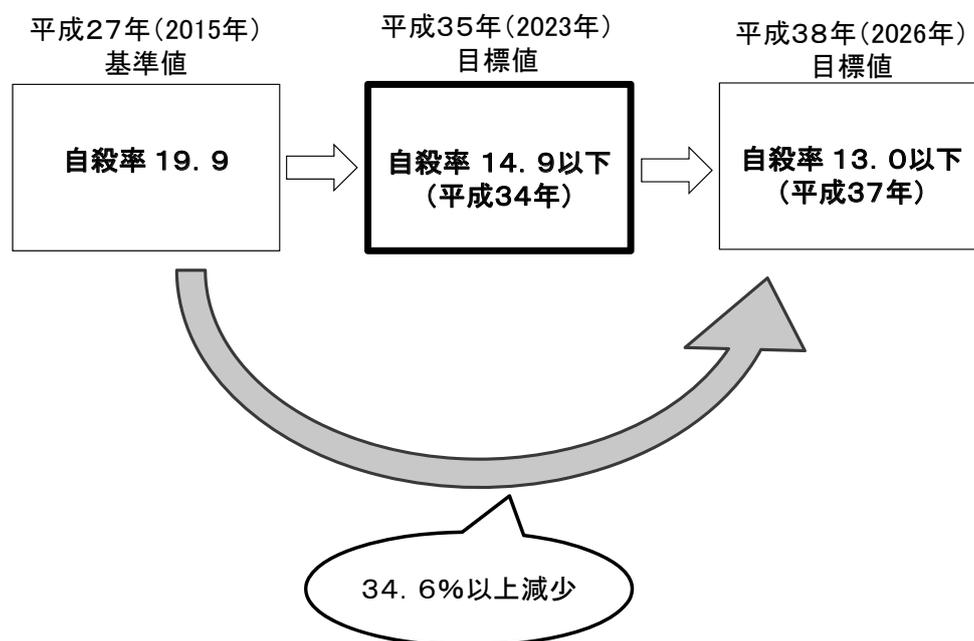
平成19年6月に策定された大綱において、「平成28年までに、平成17年の自殺率^{注1)}を20%以上減少させる」ことが数値目標として掲げられました。

これを受け、「平成20年度秋田市自殺予防総合対策」の中で、本市も同様に、平成28年までに自殺率を20%減少させ、24.2以下にする目標を立てました。結果、本市の自殺率は、年々減少し、平成24年にはすでに目標値を下回り、平成28年は19.8となっています。

今般、国は、平成29年7月の大綱見直しにおいて、次の10年間で30%以上減少させるとの目標を示していますが、県では「秋田県自殺対策計画」の中で、平成27年の自殺率を平成38年（人口動態統計の平成37年自殺率を対象とする。）までに、34.6%以上減少と、大綱を上回る目標値を設定しています。

こうしたことを踏まえ、本市も県と同様に、平成27年の自殺率を平成38年までに34.6%以上減少させ、13.0以下にする目標とし、これにより本計画の最終年度である平成35年までに自殺率を14.9以下と設定します。

秋田市の自殺率の減少目標



【参考】国、県の目標値

	平成34年自殺率	平成37年自殺率
全 国	—	13.0以下
秋 田 県	19.3以下	16.8以下
秋田市(再掲)	14.9以下	13.0以下

注1) 自殺率：人口10万人当たりの自殺者数

